

平成22年旭市議会第2回臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成22年7月29日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 議案上程
 - 第 5 提案理由の説明
 - 第 6 議案の補足説明
 - 第 7 質疑、討論、採決
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 議案上程
 - 日程第 5 提案理由の説明
 - 日程第 6 議案の補足説明
 - 日程第 7 質疑、討論、採決
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 大塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 7 番 | 平 野 忠 作 |
| 8 番 | 伊 藤 房 代 | 9 番 | 林 七 巳 |
| 10 番 | 向 後 悦 世 | 11 番 | 景 山 岩三郎 |

12番 滑川公英
14番 柴田徹也
16番 佐久間茂樹
18番 林俊介
20番 高橋利彦
22番 林一哉

13番 嶋田哲純
15番 木内欽市
17番 日下昭治
19番 嶋田茂樹
21番 林正一郎

欠席議員（1名）

6番 島田和雄

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	彗田哲雄	秘書広報課長	米本壽一
行政改革 推進課長	林清明	総務課長	平野哲也
企画課長	神原房雄	財政課長	加瀬正彦
税務課長	堀川茂博	市民課長	石井繁
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	花香寛源
健康管理課長	石毛健一	社会福祉課長	在田豊
子育て 支援課長	林芳枝	高齢者 福祉課長	渡辺輝明
商工観光課長	横山秀喜	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	佐藤邦雄	会計管理者	高山重幸
消防長	佐藤清和	水道課長	小長谷博
病院事務部長	渡辺清一	病院経理課長	鈴木清武
国民宿舎 支配人	増田富雄	庶務課長	加瀬寿一
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員 局長	平野修司
農業委員会 事務局長	伊藤浩		

事務局職員出席者

事務局長 堀江通洋

事務局次長 向後嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成22年旭市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

指名いたします。

7番、平野忠作議員、8番、伊藤房代議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第3、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(林 一哉) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第4号までの4議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第4 議案上程

○議長(林 一哉) 日程第4、議案上程。

議案第1号から議案第4号までの4議案を一括上程いたします。

議案第1号 財産の取得について

議案第2号 工事請負契約の締結について

議案第3号 工事請負契約の締結について

議案第4号 工事請負契約の締結について

◎日程第5 提案理由の説明

○議長(林 一哉) 日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 本日、ここに平成22年旭市議会第2回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、財産の取得についてでありまして、災害対応特殊消防ポンプ自動車1台を購入することについて仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第2号は、旭市立第一中学校屋内運動場改築工事について、議案第3号は、橋梁上部工事(第1工区)第14号について、議案第4号は、橋梁上部工事(第2工区)第15号について、それぞれ一般競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは事務担当者からご説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林 一哉) 提案理由の説明は終わりました。

◎日程第6 議案の補足説明

○議長(林 一哉) 日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号から議案第4号までの4議案について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長(加瀬正彦) それでは、議案第1号から4号までの補足説明を申し上げます。

最初に、議案第1号、財産の取得についてでございます。

取得財産の内容、これは災害対応特殊消防ポンプ自動車1台でございます。消防本部飯岡分署に配備される予定となっております。

取得金額は2,940万9,120円でございます。

取得の相手方は、栃木県鹿沼市樺山町上原267番地、ジーエムいちほら工業株式会社、代表取締役、光野巍であります。

次に、契約の経過をご説明申し上げます。

入札参加登録業者で過去の納入実績等を勘案いたしまして9社を指名いたしまして、6月21日に指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、予定価格に達しましたので、6月22日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成23年3月25日であります。

続きまして、議案第2号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称は、旭市立第一中学校屋内運動場改築工事であります。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は3億4,303万5,000円であります。

契約の相手方は、千葉県旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役、伊藤晃であります。

工事の期限は、平成23年3月25日でございます。

以上の工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過をご説明申し上げます。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、申請のあった5社すべてが資格要件を満たしておりました。

7月21日に1社より辞退届が提出され、7月22日に4社による一般競争入札を執行いたしました。

開札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、7月23日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第3号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称は、橋梁上部工事（第1工区）第14号であります。

この工事は、旭中央病院アクセス道路、それとJR総武本線が交差する箇所で、平成21年度に橋梁下部工事を実施した線路の南側部分の橋梁上部工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は1億9,635万円であります。

契約の相手方は、千葉県旭市ニの528番地、阿部建設株式会社、代表取締役、阿部典義でございます。

工事の期限は、平成23年3月25日でございます。

以上の工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過でございますが、入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、申請のあった9社すべてが資格要件を満たしております。

7月21日に2社より辞退届が提出され、7月22日、7社による一般競争入札を執行いたしました。

入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、7月23日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第4号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称は、橋梁上部工事（第2工区）第15号であります。

この工事は、旭中央病院アクセス道路とJR総武本線が交差する箇所、先ほどの3号と同じでございますが、平成21年度に橋梁下部工事を実施した線路の北側部分の橋梁上部工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は2億265万円であります。

契約の相手方は、千葉県旭市後草75番地、遠藤建設株式会社、代表取締役、伊藤操であります。

工事の期限は、平成23年3月25日となっております。

次に、契約の経過でございますが、入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、申請のあった9社すべてが資格要件を満たしております。

7月21日に1社より辞退届が提出され、7月22日、8社による一般競争入札を執行いたしました。

入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、7月23日に仮契約を締結いたしました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） ここでおはかりいたします。議案第1号から議案第4号までの4議案に

については、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4議案につきましては、委員会付託を省略して、直接審議することに決しました。

◎日程第7 質疑、討論、採決

○議長(林 一哉) 日程第7、質疑、討論、採決。

これより議案第1号から議案第4号までの4議案について、順次質疑を行います。

議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 議案第2号について、何点か伺いたいと思います。

まず、この2号に関する入札参加資格審査の提出を求めていますけれども、その資格審査の内容を見て、その資格があるないの決定はどこでやるのか。例えば今回はこの一中の体育館でございますので、庶務課あるいは財政課、あるいはそのほか市長のサイドでやるのか、どこで決定するのか。

それと、経営事項審査の基準点、総合評定値というんですか、市外業者が800点、市内に本店がある業者が750点、あるいは過去10年間に鉄筋コンクリート造り等々の工事を請け負ったということ、市外が1,500平方メートル、市内が1,000平方メートル等々の決定はどこでされるのかをまず1点。

それと2点目として、入札参加資格審査で、参加資格があるということに基づいて応札させるとします。しかし、電子入札で今回やっておるわけでございますが、電子入札の締め切り期日、日時、これは何日ですか、22日でしたっけ、入札、それまでにいつまでに締め切り日時があるのか、電子入札に応札する締め切り日時、その点。

それと、設計仕様書に基づく今後の監理並びに材料等における納品確認等は、誰が、どの

ような手順をもって実施されていくのかの点。

それと併せて国の指導の中で、最低制限価格が本年度より採用されておるわけですが、それらと併せまして、総合評価方式の件も多分あったということが6月議会の中で出ておるわけですが、その辺は本市として総合評価方式が導入されているのかいないのか。

あと1点、過日、アサヒタイムズ第3号によると、談合情報という形のもの、あるいは実力者の圧力等々にかかわる情報が載っておったと思います。その辺については、今回の入札について市として調査をしてあるのかないのか、その辺を伺います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 何点かご質問いただいた内容につきまして、順を追ってお答えしたいと思います。

まず、資格の決定をするということですが、まず資格の決定は6月29日に資格審査委員会を開いております。手を挙げた業者の資格があるかどうか、これを決定するために、この資格審査委員会を開いております。

それと、経営事項のP点、市外800点、市内750点、それから10年間の実績等、こういった入札に当たるための条件ですが、これについては、この入札をまず実施するに当たって、やはり同じく資格審査委員会、この開催をしております。これは6月8日に条件等を詰めるために会議を開催しております。メンバーは同じでございます。副市長が委員長で、あと総務、財政、いわゆる指名参加等の関係課長が参加する委員会となっております。その中で決定しております。

それから、電子入札の締め切りの期日ということでございました。これについては6月29日で参加資格の申請があった業者に対して審査をして、オーケーということで、うちのほうから通知をいたします。その間に見積もりをして、入札書の受け付けの期間ですが、7月15日から7月21日午後3時までという期間を設定しております。この間に電子入札で業者のほうは金額を入れるということになります。

ちなみに、今、電子入札は共同運用という形になっておりますので、実際に電子入札のサーバー、その入札の札を入れた記憶媒体がどこにあるかというのは、実は市には知らされておられません。県下の30団体ほどが共同して運用している記憶のサーバーというのがありまして、そこに記憶されるという形になります。

あと、予定価格については、7月22日の朝、決定いたします。これは1,000万円までは副市長、それ以上は市長が決定する。それからもう一つ、つけ加えれば、開札の日が7月22日になっております。7月22日の開札というのは、共同運用している電子入札のシステムのほうに連絡をしてありまして、その日でないと、すべての業者の札はあけることができないということになっております。その日まであけられません。うちのほうは、その入札の当日に予定価格が決定されたものを持って、そこであけて、併せて落札業者がいるのかどうか、それを見るということになっております。

それと、最低制限価格の導入に合わせて、総合評価方式を導入されているのかということでしたが、総合評価方式は、確かに今年度試行をしたいということで、昨年度話し合っております。ただ、どの工事を総合評価方式でやるのかというのは、まだ決定しておりません。工事を出す側と協議をしながら、今年度中に一、二件、総合評価方式の試行を試みたいというふうに考えております。

それからもう一点、アサヒタイムズの談合情報があったということなんですけれども、実際には、私、直接このもの自体を、入っていたという話は聞いたんですけれども、私、飯岡なんですけれども、飯岡のほうには、どうも折り込まれなかったらしくて、私は直接それがどういう形で来たのかというのは見ておりません。

そういう話の中で、この中で談合情報があった、圧力があったという話、そういううわさは聞きましたけれども、それはあくまでもそこまでの話であったということで、うちのほうは関与しておりません。それに関しては何もいたしておりません。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 庶務課長。

○庶務課長(加瀬寿一) それでは、設計監理の部分についてお答え申し上げます。

設計監理、施工の監理の部分は契約は今からになります。今までの例からいきますと、設計をされた会社、設計者の会社と契約を結びまして、監理、その工期のたびの部材の検査等々をしていただく、そのような考えでおります。

以上でございます。

(発言する人あり)

○庶務課長(加瀬寿一) はい、部材の、そうです。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 議案に、日下議員……

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 議案に直接関係はありませんので……

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、先ほど財政課長が答弁いたしましたように、いわゆるそういう新聞が出たというのは聞いておりますけれども、やはりうちのほうへは、そういう情報は一切入っておりませんので関知しておりません。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 副市長、関知しないというこの発言は適切ではないと思いますよ。やはりそういったものがあるということを市民が分かっているわけですから、調査をすべき事項ではないでしょうか、それは。

それについてはそういうことで、それと庶務課長のほうで、納品等の管理というのは設計を委託した業者をお願いする、設計事務所だと思います、それは。しかし、例えば納品に対して市でもできないではないと思うんですよね。納品先のものを、どういう形で納品されているかということを含めればいいですから、やはり大事なものは、例えばコンクリート部分だとか、そういったものはなかなかできないと思います。しかし、屋根材等について、そういったものを使うか、例えば私らは分かりませんよね、屋根材と。恐らく今までのをやると、いろいろなもので例えば厚さだとか塗料の問題だとか、いろいろなものがあると思うんですよ。そういったものは納品先のものをもらうことによって確認できると思うんですね。よく専門的には分かりませんが、そういったものは同じ、確かに本市においては監理を別な業者がやるということはあるわけですから、その辺はやはり市としてやるべきところがあるのではないのか。

例えば6月、もう談合という話になるという部分はあるんですけれども、6月に私、たまたま同じ解体の中で、同じ率で落札率が同じだということを申し上げさせていただきました。その際、副市長がたまたま一致したということで信頼している業者です。確かにそうした信頼している業者であり信頼された設計者だと思うんです。しかし、その辺はできないこともないと思うんです、納品ですから。納品の部材について、どのようなものを納品されたかぐらいできると思うんですよ、それが大事だと思うんです。例えばコンクリート部分は、確

かにコンクリートはGIS規格に基づいてこのような強度があつてと、それはもう専門分野になろうかと思ひます。しかし、その辺はこれからやめていく必要があるのではないかと思ひますね。

そういうことと、電子入札の場合には、前日の3時が提出期限であり、それは市としてはどうしようもないと、その辺は分かりました。参考に、もしできればダイレクト等についてはどのような形があつたのか、後でいいですからお願いしたいと思ひます。

それと、総合評価方式は、まだ導入されていないということでもよろしいですよ、本市では。そうしますと、最低制限価格を設けるときに、これは総合評価方式と一体となつていろんなものやめて、最低制限価格、やっぱりダンピングの防止だとか、やっぱりそういったものが入ってくると思ひますよ。しかし、それが導入されていないということになりますと、一方的に市民のためではなくて、やはり業者寄りのことをやめてゐるのではないかというように市民から見ると感覚になつてしまふですよ。その辺を今後どのような形で、試行するということですから、早いうちにそういった取り入れはされるのかなと期待はしますが、そういうことでその辺を十分ご理解いただければ、行政サイドで、事務局サイドで、そのような形をお願いするわけでございます。

やはりどんな情報であろうと、こういったものが流れたということ、談合情動的に。そして今回の応札業者は少ないんですよ、はっきり言つて。5社、資格審査は出しましたけれども1社は辞退ですから。そういった中で、1社はもう無効ですよ、最低制限価格を割つてゐるんですよ。そうしますと、どこどこでやつたと、そういうものを十分事前に調査すべき、これはアサヒタイムズに出たのは20日ですよ。もう既に早くからその情報は流れてゐたんですよ、一般に業者関係を含め。そういうことは我々が感じてゐる中で、知つてゐる中であるのに、それを当事者である行政が関知しない、あるいは知りませんでしたということはあると思ひますよ。その辺を含めて市長、どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） お尋ねのアサヒタイムズの件だと思ひますけれども、記事は見ましたけれども、入札について、今、財政課長、副市長から答弁がありましたように、行政側として一部の疑いをかけられるような部分がなくて粛々とやめてゐるわけでありまして、そういった部分で、皆さん方が、やはり議員の皆さん方も少しそういった部分は、きちっと市民に理解するように説明をいただきたいと、そんなように思つてゐまして、そのアサヒタイムズの

件につきましては、そんなことは絶対にないというようなことの中でやっておりますので、そここのところを理解していただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、先ほどの施工の部分、納品の検査といいますか、管理といいますか、その部分についてお答えしたいと思います。

私も現場、実際にまだそんなに詳しくはありませんで、言葉足らずになろうかと思いますが、現状でもそれぞれ現場をやっている状態で、私の所の職員も監督員として現場に張りつきます。私も今、大きい工事は別にしても、小さい工事でも何でも現場へ行きます。その場でできる限り、分かる範囲で、その辺の検査をやっているつもりでございます。専門的になる部分につきましては、本職であります設計士さん等に見ていただきますが、また、我々だけで十分ではない部分が多いですので、建築の指導課であります都市整備課のほうに、その有資格者がおりますので、建築士等、その部分はもう工事そのものにつきまして、当初からその部分、設計、工事の段階、指導、監理、監督に近い部分までお願いをしている。そんなような形で仕事を進めております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） よろしいですか。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 最低制限価格の導入と総合評価方式は一体ではないかという話がございます。確かに総合評価方式は一体となるものがございます。

それは、低入札価格調査というものが一体となります。それでセットで運用するような形になります。その部分については、今年度試行したいということで、当然、主たる工事の発注ということであれば、建設課等と十分協議をしながら、どの工事であれば、そういった形でうまく試行ができるか、それは検討してまいりたいと思っております。

それから、ダイレクト入札についてどうなのという話がございます。ダイレクト入札も同じでございます。当然、入札、応札をしてくるわけなんですけれども、それについては2日前もしくは1日前が必ず締め切りになります。そのものは書留で参ります、市のほうに。書留で参ったものは、封をまずあけずに金庫に入れます。その金庫は、かぎを必ず閉めて、またかぎのかかる、また別のロッカーにかぎを置いて、さらにこのかぎは責任を持った方が、これは誰と言いますと、また語弊がありますから、そここの部分はきちんと管理をして、応札日でないとそれは持ち出ししません。そのような形になっております。そここの部分をお伺い

したいのかなと思ひまして、その部分はそういう形で締め切りをしているということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 一応、そのようなのが流れだといつても、我々は信頼していないわけではないんですよ。しかし、調査をして信頼できればそれで調査をした結果、問題ないんですよ。それを何もやらなかったということは、どういうことでしょうかということなんです。そういったものを関知しませんとか、それは単なるうわさでしようということではなくして、調査した結果、何ら問題ありませんということだつていいわけですよ。なぜ、それをそういったものにあつたものについて、最低限そういうものがあるということになれば、これだけ大きな工事をやるわけですから、各行政自治体において何かうわさがあつたときには延期するとか、もう少しやるとか、いろんなものを行っているわけですよ。そういったものをやる必要があるのではないかということを行っているわけですから、結果、信頼している業者で、信頼していない業者だとは言つていません。結果、問題がなければそれでいいんですから、その辺について、今後の、考え方を含めてお願いしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに公正入札というのは大きな点になります。ここの中で調査をしなかつたというのは、確かに国・県の出している談合マニュアルというのがあります。その中でいけば、当然、直接的に契約する担当課に情報がもたらされた形というのは、今回は全くありませんでした。そういうところを踏まえた上で調査をしなかつたというのは、副市長なり私なりが答えたとおりでありますけれども、あくまでも入札を実施する契約の担当課としては、そのマニュアルを踏まえた上で調査をしてまいりたい、そのように考えております。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 今、財政課長が申しましたとおりであります。入札問題は確かにシビアな問題でありますけれども、行政として本当に謙虚に粛々とやっているわけでありまして、その点は理解をしていただきたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 日下議員の質問にも関連しますが、結局、今回の市長選、伊藤工務店が選挙事務所を造りましたね。そういう中で、業者の間では、今度はやはり流れが変わるなという話がだいぶ出ておりました。そして今度はこういう入札が行われた中で、このローカル新聞にありますように、そのローカル新聞には、Iという土建業者云々ということが受注するだろうということを書いてあるわけですが、まさにそのとおりなんです。

それで、先ほどの答弁では、担当課にそういう電話も何もなかったから調査しない、これは全くおかしいことなんです。そういう問題が、どういう場所で起ころうと、それについて十分、どのようにしていくかやっていくのが、これが市の対応ではないですか、市長。

それで、今度はこの入札に対する公告、これで市内業者については、地元業者育成という、ここは大義名分の中でやったかもしれませんが、750点以上ですか、それから市内業者については床面積1,000平米以上、こういうふうに入札の資格を下げているわけですね。それで下げた中で、このローカル新聞に書いてあるように伊藤工務店が取ったわけですよ。これはもう伊藤工務店に取らせるべく、こういうふうにしたと思うんですね。

ですからそういう中で、まず、なぜそういう問題が出た中で、あれでしょう、談合疑惑だって、ただ電話1本あったら、それで誰の電話か分からなくても、それはやるでしょう。それを、ましてこういうふうに住民、市民が知る中で、何も市が対応しなかったということは、これは怠慢ですよ。その辺について市長に答弁をいただくと同時に、なぜ、下げた中でこの業者が落としたのか、どういうふうになっているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、公告した内容、点数につきまして質問がございましたので、市内業者と市外業者の違いということで、なぜこういうふうになったのかということでございますが、これは旭市1つに限ったわけではございません。よその市においても、市内業者と市外業者、この差をつけることは往々にしてございます。

よその事例を十分踏まえた上で、従来から、今まで入札を行ったものについても、市外800点以上、市内750点以上というのは、従来の旭市が出した工事を踏襲してきているものと思います。

あと、コンクリート造り1,000平米以上、当然、市外から来る業者に関しては、より信頼性の高い業者を、それから市内に関しては1,000平米程度の工事をやっていけば、十分今回

はできる、いわゆる体育館は、実際には1,000平米クラスで建てている事例が非常に多うございました、今まで。そういう中でのこの基準面積であったということをご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 先ほどもお答えしましたように、担当課のほう、直接というような部分もありません。財政課長が先ほど言いましたけれども、行政としまして、我々としては、どういう疑義といたしましょうか、そういうものがあるということが分かりませんし、粛々と本当に業者が応札が少なかった、何が少なかったというようなことがあっても、我々の関知することではありませんので、そういった部分は業者間の問題だと、そんなように思いますので、それだけの実績をやっていたら応札もできるし、そういった部分で地元業者を育成するという意味からも、我々がどうのこうのと流れが変わると、そういうことは我々のサイドでは全然関係のないことでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、我々が関知することではないと、これは余りにも無責任ではないですか。あなたが、自分の家のことをやることになったら、それで済みますか。あれですよ、全然もう普通、談合疑惑といたら、電話がちょっとあっただけでも庁内で話し合いをするでしょう。それが、そういう電話もなかった、ただこのローカル新聞だからと、そんなばかな話はないです。当然、じゃ、こういうことがマスコミに報道された。それに対してどういう対応をするか、当然これはやってしかなるべきだと思うんですよ。

今までも、前もそうでしょう、伊藤工務店が1,300万円くらいの1円も変わらずに落札しているでしょう。針の穴に通すよりももっと難しいことなんですよ。これはみんな、市長、市民が見ているわけですよ。それは市長が事務所を造らなければいいですよ。あの事務所を伊藤工務店がやったから、業者はそういうふうに見ている。市民もそう見ているんです。そんな中で、こういう入札、千何百万円の入札に1円も変わらないというのは、これはあれですよ、神様だって普通できないんですよ。それを信頼してくださいと、そんなこと、なぜやらなかったのか。当然、これだけの職員が30人いれば、この新聞は見ているわけですよ。見た中で、当然どういうふうにするか対応すべきではないんですか。全然そういうことをやらないで、いや、信頼してください、これは業者のことです。

入札というのは、市にも今度は財政的な影響を及ぼすわけですよ。極端な話、安く落札さ

れば、市がそれだけに財政が楽になるわけですよ。それを私は知りませんでは、余りにも無責任ではないですか、その辺、答弁いただけますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに入札問題はすごく財政にも影響がありますし、我々としても襟を正していかなければならないということは、十分承知をしているところでありまして、その中でやはり基本的な部分、もう行政として、こうした部分をきちんと決めて、その入札にかかわっていくわけでありますので、その辺はこれからも反省をしながら、十分襟を正して、きちんとやっていくというような姿勢はとっていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、伊藤工務店というのは、この過去の実績はどのくらいあるのか、その辺をお尋ねすると同時に、ただ、市長、それから反省では困るんですよ。日光の猿軍団と同じで、いつも反省、反省で頭をかいていたってしょうがない。やっぱりこれからはそれなりの対応をしてもらわなくては、その辺、十分肝に銘じてくださいよ。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 過去の実績ということでございます。取りあえず今年度どういう状況かというのは、ちょっと調べてはございます。今年度37件、財政課扱いの入札を実施した中では、一応6件受注している状況です。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 一中の体育館の工事に関しまして、入札の資格に上げてきた過去の工事の名称ということでございましたら、本業者につきましては、矢指小学校の屋内運動場改築工事、これを実施しております。これは平成5年度でございます。面積は1,391.21平方メートルということで、1件実績があれば、それでクリアいたしますので、今回上がってきたのはこの1件と。実際にはよその業者も同じでございます。この工事をやっていますよということで1件のみ上げてきております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

向後悦世議員、発言を許可いたします。

○10番（向後悦世） 議案第2号について質疑いたします。

確認の意味もありまして、市長が今回の入札、これは市長がよくスピードアップしてやる事業と言っていますが、そういうことでよろしいのか、ちょっと確認したいと思ひまして。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 一中の体育館も耐震診断をした結果、改築というような部分で計画をされたわけでありまして、それがいろいろな開発行為の問題やら、法律がクリアできなくて延びてしまったということもありますので、そういった部分で法にかなった部分で、より早くスピードアップしてやらなければ、生徒の間でも、かなり来年の卒業式、入学式の部分を待っているというようなこともありますので、その辺は考慮しながら実施をさせていただきました。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 分かりました。また、自分が拝見していますと、そのほかにも何かかなり早急にやらないと、何か問題が、市長側も期待しているというような部分の学校もありますので、そういう部分も何かスピードアップして取り組んでいただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質疑を打ち切ります。

ほかに質疑はありませんか。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 先ほどの質問の中ですけれども、設計監理とありますけれども、普通は設計者イコール監理者ですとやってきているのが建設業界の常識だと思いますが、このようなときに、学校、庶務課だけでも監理をすると、そういうことだけではなくて、例えば関連する全課を挙げて監理をしないと、ましてもう何年も前からそうですけれども、最低制限価格がない、最低制限価格を設けた、これから総合評価方式にするということであれば、すべてどこかで手抜きが出る可能性もあるわけですよ。過去にもあったと思うんですけど、我々は分からない。設計者イコール監理者ということは、設計者は、その落札した業者とつながっているわけですから、もっとニュートラルな監理者を、この際ですから導入す

る方向にしたほうがよろしいのではないのでしょうか。

コンクリート工事であれば45年ありますけれども、耐用年数が。これは実際の学校とか建物について瑕疵条項はどのくらいありますか。

それともう一つは、先ほどの談合情報云々ありましたけれども、行政として危機管理等、そういうことにつきまして、ぜひ対応するようなセクションを作っていただきたい。我々の所に話が来なかったから、いや、関知していません、それは大丈夫ですということではあり得ないと思うので、そういうセクションを必ず作っていただきたいと思いますが、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 設計監理のほう、別なところを作ったほうがよいというような部分が今、ご意見としてありました。庁内で十分検討しまして、そういった危機管理に関する問題についても、本当に議論できるような、そしてまた監理も別なことでやれば、そういった部分で検討は加えていきたいと、そんなように考えているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 瑕疵担保責任のことでしょうか。これは今、2年ということがございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 建築工事には2年ぐらいでおかしくなるようなことはほとんどないと思うんですよ。ですから、先ほど言ったような、簡単に言えば監理ですね、素材管理から工程管理も含めてですけれども、そういうことを自前で監理するような体制にしていきたいと思います。そうでないと、どのようにやられるか分からないわけですから、本当にプロだけでやられて、皆さん、全部そうですか。建設課へ行ったから部材からすべて分かりますか。庶務課だったら分かりますかという話ではないと思うので、早急にこれは立ち上げていただきたい問題ではないのでしょうか。瑕疵条項そのものが2年ということが決まっているわけですから。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） すみません、私のほうから1点だけ。

先ほどもお話ししましたが、監理の部分ですが、私のほうだけではもちろんできません。

滑川議員の言うとおりでございます。先ほどと同じ答えになりますが、都市整備課に有資格者がおります。市役所のほかの課の、何課、それぞれ集めてきても、これは私の考えで申し訳ないんですが、集まってもそれぞれ見てもらってもしょうがない部分があります。建築、そのような部分につきましては、都市整備課の有資格者にチェックをいただく、今のところはそんな姿勢でやっておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 今、庶務課長のほうからお答えしましたように、私の所に建築班というものがございます。そこに1級建築士と2級建築士が3名おりますので、市内の公共建築物の施工に当たりましては、毎週のように工程会議、それから現場検査等々につきましては、完成まですべて立ち会いを行っておりますので、私としては職員を信じておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

林正一郎議員。

○21番（林 正一郎） 監理の問題ですが、これからやっぱり企業監理していくのに、やはり今、都市整備課に1級、2級持っているといいますが、これから上級職で、やっぱりそういった人をやはり採用していくということが望ましいと思います。

それと今、財政課長さん、ちょっと私に言わせると勉強不足かなと、こういうふうに思いますので、建築基準法でいきますと2年の瑕疵担保責任が問われます。2年間です。しかしながら民法でいけば、知ったときから1年ですから、10年たとうが、20年たとうが同じだということで、民法の知ったときからということで瑕疵担保責任というものもございまして、これは行政側はこれを執行できると思いますので何ら問題ないと、私はそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 大変初歩的な質問で申し訳ないんですけども、本件に関する予定価格と、それから4社の入札状況と落札率、1社辞退されたということですけども、辞退

の理由が分かればお願いしたいと思います。

最初ですから言いますけれども、あと設計監理がだいたい決まっているという、どこの業者がやるか決まっているという話ですけれども、設計監理料はどのくらいになるか、その予定ですね、お願いいたします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それではお答え申し上げます。

まず予定価格でございますが、予定価格は税抜きで3億6,960万円でございます。

それで、伊藤工務店の税抜の応札、入札金額が3億2,670万円で、その他の業者でございますが、もう3社、応札してございます。もう一社が3億3,940万円、それともう一社3億9,500万円、それと制限価格以下の業者が1社ございました。これは無効ということで2億9,108万円という数字の入札でございます。

それと辞退の理由でございますが、これはちょっとうちのほうには内容は知らされておりません。

落札の率は、予定価格に対しまして88.39%でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 監理料のほうなんですけど、ちょっと細かい資料を今持っていませんので、およそ400万円ぐらいになろうかと思えます。概略ですみません。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっとまだよく分からないんですけども、最低制限価格は、これで何%で幾らになるんでしょうか、確認だけ。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） これは建築工事の扱いでございますので、予定価格の80%になります。最低制限価格は2億9,568万円になります。これは税抜き価格です。

○議長（林 一哉） よろしいですか。

佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第3号及び4号に関係するかなと思いますけれども、それらについてお願いしたいと思います。

まず、JR線をまたぐ今回の工事の南側部分、北側部分ということで、第1工区、第2工区に分けてあると思います。過去、橋梁の下部工事、やはり2期工事に分けてやったかと思っています。そうしますと、当然、JRに関連する工事、1期工事、2期工事、工区は第1、第2と分かれますけれども、そういったものを含めて、これですべてJRをまたぐ工事が終わるのか。あるいは終わるとなれば総額幾らかかったのか。あるいはまた一部残るということがあれば、その辺は見込みを含めて総額である部分、JRをまたぐ工事部分という形でどのくらいの総額になるのか。土地のほうは結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 工事の関係ですけれども、今回、出した部分に関してのJRをまたぐ、本当の跨線橋部分に関しては、まだこれから委託するような形になります。

工事費におきましては、今年度、今回出しましたのが2業者分で約6億円ですか、以前に出してある部分を入れると約7億円、ちょっとはっきりした金額が手元にないんですけれども、10億弱はかかると思います。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 今回の下部工事と、それから上部工事、上部工事は今年度2つで約2億9,800万円と約3億弱ですので6億円と。あと従前に出したのが、ちょっと手元に資料がないんですけれども、一般競争入札ではありませんので1億円は行っていないと思いますので、全部で10億弱だと思いますけれども、はっきりした数字が手元にございませんけれども。あと、JRの跨線橋部分に関しては、これから執行いたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、跨線橋の部分は、その部分はどのくらいその中に、総額で10億円ぐらい。その中に、そうしますと4億円が、今約6億円ぐらいかかってきたと。そうすると4億円がJRの本当に線路をまたぐ部分ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） JR部分は1億5,000万円ぐらいと思いますが、従前に、今回出している第1工区と第2工区の下部工事がございますから、今回残っている部分、JR部分に関しては、約2億弱ぐらいは残ると思います。JRを実際に本当にまたぐ跨線橋、その部分の残っている分は約2億弱が残っていると思います。あと従前に、既に出してあります下部工事の1工区、2工区でお金がかかっていますので、だいたいで全部で10億円ぐらいにはなると。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ちょっと分からないんですけども、総額で10億円ぐらいと。それでJRのまたぐ今、跨線橋の部分が2億弱と。そうしますと8億円ぐらいが、今、下部、この下部に上部部分を含めてかかるということですよ。先ほど6億円という話が出ていたから。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） いや、今回でなく、だから総額で10億円だと。残っている部分は2億弱が残っていますよと、今後これは契約まだしていませんけれども、契約をすれば、あとは残るのが2億弱が残っていますということでもいいんですね、10億円のうちにね、いいです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 議案第3号の質疑を打ち切ります。

議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第4号までの4議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 1号から4号でいいですよ。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） 私、議案第2号について討論を申し上げます。

先ほど来、質疑の中で出ていたとおり、談合情報等が市民から出ていたにもかかわらず、

入札を執行したことは、行政としては職務怠慢、無責任きわまると言われても仕方がないと思います。そんなことを含めまして、議員各位におかれましては慎重なる判断をされることを提言をいたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（林 一哉） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議案第2号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて、平成22年旭市議会第2回臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

議 員 平 野 忠 作

議 員 伊 藤 房 代